

泉佐野市立りんくう野外文化音楽堂条例

(設置)

第1条 日本の伝統芸能、音楽その他芸術等の活動及びそれらを体感する機会を提供することにより、市民交流の促進を図るため、泉佐野市立りんくう野外文化音楽堂（以下「音楽堂」という。）を泉佐野市立りんくう往來北1番地の271に設置する。

(使用の許可)

第2条 音楽堂を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。ただし、音楽堂の使用が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、使用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 施設又は附属設備その他器具等（以下「施設等」という。）を汚損し、破損し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、音楽堂の管理上支障があるとき。

2 市長は、使用を許可する場合において必要があると認めるときは、条件を付すことができる。

(許可の取消等)

第3条 市長は、使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又はその使用を制限し、若しくは中止させることができる。

- (1) 前条第1項各号に掲げる事由が生じたとき。
- (2) この条例若しくはこの条例に基づく規則に違反し、又はこれらに基づく指示に従わないとき。

(使用料)

第4条 使用者は、別表に定める使用料を前納しなければならない。

2 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。

(使用料の還付)

第5条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が別に定める基準に該当すると認めるときは、還付することができる。

(使用権の譲渡禁止)

第6条 使用者は、使用する権利を譲渡し、若しくは他人に使用させ、又は許可を受けた目的以外に使用してはならない。

(特別の設備)

第7条 使用者は、あらかじめ市長の許可を受けて、特別の設備を設置することができる。

(原状回復の義務)

第 8 条 使用者は、音楽堂の使用を終了したとき又は第 3 条の規定により使用が取り消されたときは、直ちに音楽堂を原状に回復して返還しなければならない。

(損害賠償)

第 9 条 使用者は、施設等を汚損し、破損し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。

(委任)

第 10 条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和 3 年 10 月 20 日から施行する。

別表 (第 4 条関係)

区 分	単 位	金 額
日曜日、土曜日及び休日	1 時間	3, 000 円
上記以外の日	1 時間	2, 000 円

備考

- 1 単位 (使用時間) には、準備、リハーサル及び後始末に要する時間を含む。
- 2 「休日」とは、国民の祝日に関する法律 (昭和 23 年法律第 178 号) に規定する休日及び 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日をいう。
- 3 入場料 (入場料、会費、会場整理費その他の入場することに関し徴収する入場の対価をいう。) を徴収するとき、又は営利宣伝を目的として使用するときは、この表に定める使用料に 5 割を乗じて得た額を加算する。